

平成20年12月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 井上光孝

平成19年(ワ)第26312号謝罪広告等請求事件

口頭弁論終結日 平成20年9月4日

判 決

東京都大田区下丸子三丁目30番2号

原 告 キヤノン株式会社
同代表者代表取締役 内 田 恒 二

原 告 御手洗 富士夫
上記兩名訴訟代理人弁護士 中 島 茂
同 栗 原 正 一
同 浅 見 隆 行
同 原 正 雄
同 本 村 文 夫
同 早 川 明 伸
同 寺 田 寛 由
上記兩名訴訟復代理人弁護士 澁 谷 展 由

被 告 株式会社講談社
同代表者代表取締役 野 間 佐 和 子

被 告 斎 藤 貴 男
上記兩名訴訟代理人弁護士 的 場 徹
同 山 田 庸 一
同 服 部 真 尚

同
同

大 塚 祐 介
小 西 裕 雅 理

主

文

- 1 被告株式会社講談社は、原告キャノン株式会社に対し、金100万円及びこれに対する平成19年10月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告株式会社講談社は、原告御手洗富士夫に対し、金100万円及びこれに対する平成19年10月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告らのその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、原告らに生じた費用の200分の1及び被告株式会社講談社に生じた費用の100分の1を被告株式会社講談社の負担とし、その余の費用を原告らの負担とする。
- 5 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告らは、原告キャノン株式会社に対し、各自1億円及びこれに対する平成19年10月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告らは、原告御手洗富士夫に対し、各自1億円及びこれに対する平成19年10月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告らは、別紙1記載の謝罪広告を同記載の掲載条件で、別紙2記載の新聞の各朝刊社会面及び週刊現代に掲載せよ。
- 4 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 5 この判決は、仮に執行することができる。

第2 事案の概要

本件は、原告らが、被告株式会社講談社発行の週刊誌「週刊現代」平成19

年10月20日号に掲載された、「短期集中連載人物ノンフィクション最終回
キャノン御手洗富士夫」と題する記事（副題はここでは省略する。）の本文
及びその見出し部分、リード部分、掲載写真及び写真説明部分、さらに「キャ
ノン 御手洗会長と七三一部隊」等と記載した週刊現代の表紙及び新聞広告は、
原告らの名誉を毀損するものであると主張して、被告株式会社講談社及び上記
記事の執筆者である被告齋藤貴男に対し、不法行為に基づく損害賠償請求とし
て、各原告につき1億円及びこれに対する不法行為後の日である平成19年1
0月17日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を
求めるとともに、民法723条に基づく名誉回復措置の請求として、同誌上及
び全国紙5紙への謝罪広告の掲載等を求めた事案である。

1 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いがなく、証拠上容易に認めることができる
（証拠によって認定した事実は、認定事実の後に、認定根拠となった証拠をか
っこ書きする。）。

(1) 当事者等

ア 原告ら等

(ア) 原告キャノン株式会社（以下「原告キャノン」という。）

原告キャノンは、各種光学機械器具の製造及び販売、各種音響並びに
電気、電子機械器具の製造及び販売などを目的とする株式会社である

（甲1）。

(イ) 原告御手洗富士夫（以下「原告富士夫」という。）

原告富士夫は、原告キャノンの代表取締役かつ会長の地位にある（甲
1）。

また、原告富士夫は、平成18年5月24日から、社団法人日本経済
団体連合会（以下「日本経団連」という。）の会長を務めている。

(ウ) 亡御手洗毅（以下「亡毅」という。）

亡毅は、原告キヤノンの初代社長であり、原告富士夫の叔父であった。

また、亡毅は、医師であり、昭和12年に京都帝国大学（現在の京都大学）に提出した博士論文の題名は「肺刺激性毒瓦斯ノ妊娠ニ及ボス影響ニ関スル実験的研究」（以下「本件論文」という。）で、その内容は肺刺激性ガスという毒ガスが妊娠に及ぼす影響を研究したものであった（乙1）。

イ 被告ら

(ア) 被告株式会社講談社（以下「被告講談社」という。）

被告講談社は、雑誌及び書籍の出版などを目的とする株式会社であり（甲2）、週刊誌「週刊現代」（発行部数平均週69万部。甲3）の発行者である。

(イ) 被告斎藤貴男（以下「被告斎藤」という。）

被告斎藤は、新聞、雑誌記者を経て、フリージャーナリストになった者である。

(2) 七三一部隊

七三一部隊とは、昭和11年に軍医石井四郎を部隊長として編成された関東軍防疫給水部のことである。同部隊に関しては、森村誠一が、「悪魔の飽食」（甲8）、「続・悪魔の飽食」（甲9）、「悪魔の飽食・第三部」において、特設監獄に収容された捕虜（常時80から150人程度。捕虜の国籍は、中国、ロシア、モンゴル、朝鮮等）に対して細菌実験・人体実験を繰り返していたなどと写真付きで記述し、ベストセラーとなったほか、その他のマスメディアにおいて、毒ガス兵器や細菌兵器を開発し、人体実験を行った部隊として取り上げられている（甲16ないし甲23）。

(3) 「週刊現代10月20日号」（以下「本件掲載誌」という。）について

ア 本件表紙

本件掲載誌の表紙には、右側中央部に、「社史から『消えた』創業者」

という表示があり、さらにその下に上記表示よりやや大きい字で「キヤノン 御手洗会長と七三一部隊」という表示がある（以下「本件表紙」という。甲4の1）。

イ 本件記事

被告講談社は、本件掲載誌の160頁に、「短期集中連載人物ノンフィクション最終回 キヤノン代表取締役会長御手洗富士夫“格差社会”経営の正体」、「社史から『消えた』創業者とあの『七三一部隊』との関係—“タブー”を追うと見えてきたもの」、「日本経団連会長にして経済政策ブレーン—“財界総理”として超優良企業を動かす71歳を丸裸にする」との見出し（以下これらを合わせて「本件第1見出し」という。甲4の2）で、被告斎藤が執筆した記事（以下「本件記事」という。）を掲載した（甲4の2）。

本件記事には、本件第1見出しの右下に原告富士夫の顔写真、その左横に亡毅の顔写真が掲げられ、また、本文中の中見出し（161頁）には、「石井部隊の張本人が恩師」との記載があり（甲4の2。以下「本件第2見出し」という。）、リード及び本文に以下の記載があった（甲4の2）。

(ア) 超優良会社「キヤノン」を率いる御手洗富士夫同社会長は、これまで各界から“名経営者”ともてはやされ、日本経団連会長にまで上り詰めた。しかし、ここに来て、そのひずみが露呈しはじめた。今年9月、キヤノンは厚生労働省栃木労働局から「偽装請負」といわれる違法な労働環境を解消するよう指導を受けた。また民主党は御手洗会長の国会参考人招致を検討している。

本連載はこの御手洗会長の実像を追ってきたが、最終回の今回、御手洗家とキヤノンのルーツに隠された「謎」に迫る（以下「本件リード部分」という。）。

(イ) 「手元に全6編、合計120ページから成る博士論文がある。日中戦

争が始まった1937（昭和12）年に京都帝国大学（現京都大学）医学部に提出された「肺刺激性毒瓦斯ノ妊娠ニ及ボス影響ニ関スル実験的研究」で、著者は産婦人科医で後にキヤノンの初代社長となる御手洗毅（1901～84）。現在の御手洗富士夫日本経団連（日本経済団体連合会）会長（キヤノン会長）の叔父に当たる人物だ。（中略）今をときめく財界総理のルーツともいふべき立志伝中の人物と、その男が遺した企業の過去には、しかし、暗い影の部分があった。その一端を公にし、この連載を終えよう。」（以下「本件記事①」という。）

(ウ) 御手洗論文は、近い将来の毒ガス戦を視野に入れていた。本文にある示唆に加え、巻末の指導教官らへの謝辞に注目したい。

〈擱筆するに臨み、このごとき興味深き研究題目を課せられたる、恩師清野教授のご厚意と御示教に満腔の敬意を表し、終始御懇篤なる御指導と御校閲の労を賜りたる福井博士、佐藤博士に深甚の謝意を表す。〉

「清野教授」とは京都帝大医学部の清野謙次（故人）のことだ。先の大戦中、旧満州（現在の中国東北部）でハルピン近郊の平房に駐留し、多数の中国人やロシア人を人体実験で殺しながら毒ガス兵器や細菌兵器の開発を進めた「関東軍防疫給水部」（七三一部隊）。石井部隊とも呼ばれるこの部隊を創設した石井四郎隊長（故人）は、彼の細菌学教室での愛弟子だった（以下「本件記事②」という。）。

(エ) 石井自身の証言もある。1955年12月28日、清野の通夜の席。石井は七三一部隊が恩師、清野の指導あってこそだったということを強調した。

「（ハルピン近郊に七三一部隊の研究所をつくった）その時に先生が一番力を入れてくれたのが人的要素であります。（中略）その都度簡潔に御報告をしますと、今度は、次は、とどこまでも先生が拍車をかけられまして、段々に、最後に大東亜の全面にわたって、この民族線防禦の

第一次完成をみたのであります」（『故清野謙次先生記念論文集第3輯 随筆・遺稿』より）（以下「本件記事③」という。）

- (才) 御手洗毅が謝意を捧げた相手の中には、清野博士以外にも複数の七三一関係者が含まれる（以下「本件記事④」という。）。
- (カ) 大分県蒲江町の庄屋の家に生まれた御手洗毅は、北海道帝国大学（現北海道大学）医学部を28年（1928年を指す。以下、本項において同じ。）に卒業している。その彼がなぜ京大で毒ガス戦に備えた研究に手を染めていたのか。当時の関係者をあたったが、他界しているものも多く、詳細はわからない。しかし、医師・御手洗毅が、その後、今度は、なぜキヤノンの経営者に変身したのか、経緯を迫っていくと、同社の創業にまつわる「謎」にたどりついた。

（中略）実は御手洗毅はキヤノンの創業者ではない。本当の創業者はこう書き残している。

〈キヤノンのルーツを探究するには余程腹を緊めて慎重にかからないととんだトリックに引かかります。普通の会社の社史には殆ど偽はなくそのまま信用しても差支えありませんが、キヤノンの場合は総べて世間を欺く宣伝に過ぎません〉

文章の主は内田三郎（1899～1957）。東京帝大法学部を卒業して山一証券に入社し、外務員として巨額の資金を動かしていた男だ。彼の『回顧録』（非売品）によれば、キヤノンは以下のような経緯で創業された。

1933年10月、内田の親戚で1歳年下の貿易商・吉田五郎（故人）がカメラの製造販売会社を起こそうという話を持ち込んできた。熟考の上、内田は冒険に踏み切る。（中略）内田は「代表取締役専務」を名乗った。御手洗毅はこの時、監査役の1人としてはじめて役員に名を連ねたのである。

(中略) カメラ事業の発案者で、内田とともに本来の創業者であるはずの吉田は、創業から1年もしない34年秋に路線の違いから研究所を去っていた。御手洗は39年に取締役就任。42年1月、そのころ会社の経営が軌道にのってきたこともあり、内田はシンガポールを占領した山下奉文中将に誘われ、彼の個人的な顧問として現地赴任する。はたして彼の留守中に、社内の権力構造は一変した。

この42年9月に御手洗が代表取締役に選任、同社初の「社長」の肩書を手に入れた。翌43年2月、内田が帰国すると、〈私の坐るべき椅子は既に空に等しいものとなって居た〉(『回顧録』)。やがて代表権も失った内田は、47年に取締役も辞任することになる。

ウ 本件写真

本件掲載誌161頁左上段には、左側に原告キャノンの工場の写真、その右横に七三一部隊の発電所跡とする写真(以下「本件写真」という。)が掲載され、その右横に「御手洗家の出身地である大分にはキャノン関連の工場が多い(左)。中国ハルピン市郊外にある七三一部隊本部の発電所跡(右)。本部は石井隊長が「丸ビル14個以上の大きさ」と胸を張る巨大施設だった」との記載がある(以下「本件写真説明部分」という。)

(4) 本件掲載誌の広告宣伝

ア 被告講談社は、平成19年10月6日、朝日新聞21頁下段及び読売新聞27頁下段の広告欄に、「社史から消えた創業者 キャノン 御手洗富士夫会長と731部隊」との見出し及び原告富士夫の顔写真を掲載した(甲5の1及び2)。

また、被告講談社は、平成19年10月8日、日刊ゲンダイ4頁下段に、本件掲載誌の全面広告を掲載し、その中で、「キャノン 御手洗富士夫会長と731部隊 社史から消えた創業者」との見出しを掲載した(甲5の3)。

イ なお、朝日新聞は発行部数800万部以上（甲6の1及び2）、読売新聞は発行部数1000万部以上（甲6の1及び2）、日刊ゲンダイは発行部数160万部以上（甲6の3）である。

2 争点と争点に関する当事者双方の主張

本件の争点は、①本件第1及び第2見出し、本件記事、本件写真（以下「本件記事等」という。）は、原告らの名誉を毀損するものかどうか、②本件表紙、本件広告は原告らの名誉を毀損するものかどうか、③①ないし②が肯定される場合の原告らの損害額及び謝罪広告の必要性である。これらの争点に関する当事者双方の主張は以下のとおりである。

(1) 本件記事等は、原告らの名誉を毀損するものかどうか（争点①）

ア 原告らの主張

(ア) 社会的評価の低下について

a 本件第1見出し

本件第1見出しには、「キヤノン」「御手洗富士夫」「七三一部隊」「“タブー”」という単語が記載されている。

一般読者の普通の注意と読み方を基準に本件第1見出しを読むと、「原告キヤノン及び原告富士夫は、七三一部隊と関係を有しており、そのことはタブーとなっている」と認識することとなるので、本件第1見出しは、原告らの社会的評価を低下させる。

b 本件第2見出し

本件第2見出しは、「石井部隊の張本人が恩師」とだけ記載されており、亡毅あるいは原告富士夫の恩師が石井部隊の張本人であるかの如き印象を読者に与え、更には、原告キヤノンの創業者又は現会長が石井部隊の張本人を恩師に持っているとの印象を与える。

したがって、本件第2見出しは、原告らの社会的評価を低下させる。

c 本件リード部分

本件リード部分には、「本連載は御手洗会長の実像を追ってきたが、最終回の今回、御手洗家とキャノンのルーツに隠された『謎』に迫る」との記載がなされている。

本件掲載誌を読む読者は、本件リード部分に至るまでに、本件広告、本件表紙及び本件第1見出しを既に目にしており、「原告富士夫と七三一部隊とは、週刊誌で取り上げられるような、スキャンダラスかつセンセーショナルな関係を有しており、原告キャノンは、そのような人物が会長を務める会社である」との先入観を有しており、さらに本件リード部分を読むことによってその先入観が増幅され、「原告富士夫とは、悪名高い七三一部隊との間に、週刊誌で取り上げられるようなスキャンダラスかつセンセーショナルな関係を有しているという実像を持ち、また、そのような関係が原告富士夫とキャノンのルーツでもある」「原告キャノンはそのような人物が会長を務める会社である」という認識を有することとなる。

よって、本件リード部分は、原告らの社会的評価を低下させる。

d 本件写真、本件写真説明部分

本件写真は、原告キャノン関連工場の写真と、中国ハルピン市郊外にある七三一部隊本部の発電所跡の写真という、全く関係のない写真を併置しており、その結果、一般読者は原告キャノンと七三一部隊との間に、スキャンダラスかつセンセーショナルな関係があると認識する。

また、本件写真説明部分は、「御手洗家」「キャノン」「七三一部隊」「石井隊長」という単語を併置しており、この結果、原告らと七三一部隊との関係性が一般読者に認識されることとなる。

よって、本件写真及び本件写真説明部分は、原告らの社会的評価を低下させる。

e 本件記事について

- (a) 本件記事①ないし③によって、一般読者は、「亡毅は、七三一部隊創設者の石井四郎（以下「亡石井」という。）と師を同じくし、毒ガス研究をして七三一部隊を支援した人物であり、そのような人物が原告富士夫の叔父であり、原告キヤノンの初代社長なのだ」との認識を得る。

このように、本件記事は、原告らを、強烈なネガティブイメージのある七三一部隊に結び付けており、原告らの社会的評価を低下させる。

- (b) 本件記事①中の「暗い影の部分があった」との記載について

「今をときめく財界総理のルーツとも言うべき立志伝中の人物と、その男が遺した企業の過去には、しかし、暗い影の部分があった」との記載における「その男」とは亡毅を、「遺した企業」とは原告キヤノンのことを指しているのは明らかである。

また、この一節は、亡毅が毒ガスに関する論文を書いていたという趣旨の記載と、亡毅が謝意を表した亡清野謙次（以下「亡清野」という。）の愛弟子は七三一部隊創設者の亡石井であるという趣旨の記載の中間の位置に配置されている。このことから、「暗い影」とは、七三一部隊のことを指していることは明らかである。

したがって、この一節は、原告キヤノンの過去には、七三一部隊があったと述べているに等しく、原告らの社会的評価を低下させる。

(イ) 違法性阻却事由の不存在

原告富士夫の叔父に当たる人物が書いた論文がどのような内容であったか、その恩師が誰であるか、その恩師の弟子にどういった人物がいるか

といった事柄は、公的立場からの論評、批判とは全く無関係のことであるから、本件記事には公益目的は認められない。

また、原告らと七三一部隊との間には、週刊誌に取り上げられるような、スキャンダラスかつセンセーショナルな関係は、一切存在しないから、真実性も存在しない。

イ 被告らの主張

(ア) 社会的評価が低下していないこと

被告らは、原告キヤノンの初代社長であった亡毅が「肺刺激性毒瓦斯ノ妊娠ニ及ボス影響ニ関スル実験的研究」という特異な論文を執筆し亡清野の指導を受けていたことを「暗い影の部分」と論評し、また、七三一部隊の張本人ともいうべき亡清野が亡毅の恩師であることを伝達したものである。この限度で原告キヤノンないし原告富士夫と七三一部隊に関係がある旨を表明しているにすぎず、何ら両者の密接な関係を伝達しているものではない。

本件写真は単に上記のような本件記事の内容に鑑み、読者の理解を助けるために掲載したものにすぎない。

以上のとおり、本件記事の内容は、本件記事に記載したような経歴を有する亡毅が原告キヤノンの初代社長であり、原告キヤノン現代表取締役会長の原告富士夫の叔父であるという限度で原告らと関係するものである。そして、本来、社会的評価は各人格毎に定まるものであって、亡毅に本件記事に述べたような経歴があっても、亡毅と別人格である原告らの社会的評価は直ちには低下しないか又は低下したとしても違法とは評価されない程度のものである。

(イ) 違法性阻却事由の存在

a 公益性の存在

本件記事は、原告キヤノンの初代社長である亡毅の執筆した論文の内

容、及び同人の指導教授が亡清野であることを指摘して七三一部隊との関係を明らかにし、以上の事実と、亡毅が原告キャノン現代表取締役会長兼経団連会長である原告富士夫の叔父であることを原告キャノン及び原告富士夫の来歴ないし情報として伝達するものであるから、公共の利害に関する事項について公益目的で報道したものであることは明らかである。

b 本件記事等は真実であること

亡毅の論文が「肺刺激性毒瓦斯ノ妊娠ニ及ボス影響ニ関スル実験的研究」と題する毒ガスの妊娠に及ぼす影響に関するものであること、亡清野は上記論文で亡毅から謝辞を受け、かつ「恩師」と表明されていること、亡石井が亡清野の愛弟子であったこと、亡石井が七三一部隊は亡清野の指導に基づくものであると述べていたことが「故清野謙次先生記念論文集第三輯」に掲載されていること、上記論文が謝意を捧げた相手の中に七三一部隊の関係者が含まれていることは、いずれも真実である。

したがって、本件記事の伝達した事実はいずれも真実であり、また、論文の内容及び謝辞の相手を指摘して、亡毅と七三一部隊に関係があるとの見解を表明することは公正な論評である。

(2) 本件表紙及び本件広告は、原告らの名誉を毀損するものかどうか（争点

②)

ア 原告らの主張

(ア) 本件表紙について

書店、コンビニエンスストア、駅の売店などで雑誌の表紙は目にしたものの、購入まではしないという人は極めて多い。

本件表紙には、「キャノン」「御手洗会長」「七三一部隊」といったキーワードが人目を引く態様で配置されており、これを一般人の普通の注意と読み方をもって読めば、「原告富士夫と七三一部隊とは、週刊誌

で取り上げられるような、スキャンダラスかつセンセーショナルな関係を有しており、原告キャノンは、そのような人物が会長を務める会社である」と認識することとなる。

したがって、本件表紙は、原告らの社会的評価を低下させる。

(イ) 本件広告について

- a 本件広告は、原告富士夫を、「と」という格助詞を用いて、強烈なネガティブイメージを持つ七三一部隊に結び付けている。

また、一般的に、週刊誌には「センセーショナルな話題」、「スキャンダラスな話題」が提供されていると認識されているため、週刊誌の広告に「AとB」という見出しが表記されれば、一般読者は「AとBとは、週刊誌で取り上げられるような、スキャンダラスかつセンセーショナルな関係にある」と認識する。

したがって、一般読者の普通の注意と読み方から判断すると、本件広告は、原告富士夫と七三一部隊を「と」という格助詞で結び付けることによって、ひとまとまりのものとして列挙するにとどまらず、

「原告富士夫と七三一部隊との間には、週刊誌に取り上げられるようなスキャンダラスかつセンセーショナルな関係がある」との認識を一般読者に与えることになる。また、原告キャノンについては、七三一部隊とスキャンダラスかつセンセーショナルな関係のある人物が会長を務めている会社であるという認識を一般読者に与える。

- b 本件広告は、朝日新聞、読売新聞、日刊ゲンダイに掲載されたところ、それらの媒体の発行部数はそれぞれ800万部以上、1000万部以上、160万部以上であり、結局、約2000万部近い媒体に掲載されたものである。

したがって、本件広告を見た者は、「原告富士夫と七三一部隊とは週刊誌で取り上げられるような、スキャンダラスかつセンセーシヨナ

ルな関係があり、原告キヤノンは、そうした人物が会長を務める会社である」との認識を固めてしまうことになる。

c 以上より、本件広告は、原告らの社会的評価を低下させる。

(ウ) 被告齋藤が責任を負うこと

本件記事には、著者である被告齋藤の名前が明示されているところ、このような署名記事の場合、著者は、記事本文のみならずその見出しも含めた記事紙面全体に対して、出版社が負うのと同様の義務を負うものと解すべきであるから、被告齋藤は、本件表紙及び本件広告についても出版社が負うのと同じ責任（記事本文及び見出しや広告が違法とならないように注意する責任）を負うものである。

イ 被告らの主張

(ア) 本件表紙及び本件広告には、若干の表現の差異があるものの、いずれも「社史から『消えた』創業者」との表現と、「キヤノン御手洗会長と七三一部隊」との表現がある。

前者の表現は、原告キヤノンの社史からいわば「消えた」創業者がいることを伝達するにとどまり、七三一部隊に関する情報を伝達しておらず、何ら原告らの社会的評価を低下させない。

後者は、原告富士夫と七三一部隊とを抽象的に並置したものにすぎず、それ以上に特段の意味を有さない。

したがって、一般読者の普通の注意と読み方によれば、本件記事は、並置された原告富士夫及び七三一部隊に関する内容を有する記事であり、おそらく両者を何らかの意味で関連付けて報道する記事であろうとの推測を与えるものの、それ以上の具体的な記述がないことや、週刊誌の見出し、広告の見出しには誇張・省略等が行われているのが通常であることからすれば、それ以上の印象を与えることはなく、具体的にどのような事実をどのように関連付けて関係があるとの意見を表明する記事であ

るかは明らかではない、と理解されるにとどまる。

よって、本件表紙及び本件広告によっても、原告らの社会的評価は低下しないから、原告らの請求には理由がない。

(イ) 被告齋藤が本件表紙、本件広告に関しては責任を負わないこと

本件表紙、本件広告は、被告齋藤の執筆した記事本文に対して、被告講談社「週刊現代」編集部が独自の判断である。よって、被告齋藤は、本件第1及び第2見出し、本件表紙、本件広告には一切関与していないのであるから、仮に本件表紙、本件広告について名誉毀損が成立するとしても、被告齋藤は責任を負わない。

(3) 原告らの損害額及び謝罪広告の必要性（争点③）

ア 原告らの主張

(ア) 財産的損害

a 本件広告は、情報伝播力の極めて高い全国紙である朝日新聞、読売新聞、日刊ゲンダイの全面広告欄に各1本ずつネガティブ広告を掲載されたに等しい。

さらに、本件第1見出しは、週刊現代の雑誌広告にネガティブ広告1本を掲載されたに等しい。

b 公表されている基準によれば、本件広告、本件表紙広告、本件週刊現代雑誌広告の掲載料は以下のとおりである。

(a) 朝日新聞朝刊スポーツ欄 1803万円（甲67）

(b) 読売新聞朝刊スポーツ欄 1764万円（甲68）

(c) 日刊ゲンダイ全面広告 170万円（甲69）

(d) 週刊現代表紙 160万円（甲70）

(e) 週刊現代記事 288万円（甲70）

(f) 合計 4185万円

c 人に訴えかける力として、ネガティブ表現はポジティブ表現の2倍

以上あるといえる。また、ネガティブ表現による社会的評価の低下がなされた場合には、低下を回復するため（マイナスをゼロの状態までもっていくため）に2倍のポジティブ広告費用がかかる。その上、現状に復帰させるためには、結局、通常のポジティブ広告の3倍の費用を要するものであるといえる。

(イ) 精神的損害

原告キヤノンの企業ブランドは、極めて高い価値を持つものである。

また、原告富士夫は、長年の努力により信用ある経営者としてその社会的評価を築いており、原告キヤノンの会長及び日本経団連会長として、高い社会的評価を得ている。

本件記事等において、被告らは、原告らが強烈なネガティブイメージを有する七三一部隊と関連性を有するかのよう表現し、これを全国規模で広汎に伝播させることにより、原告らの社会的評価を著しく侵害した。さらに、原告富士夫が受けた精神的苦痛も甚大である。

(ウ) 以上より、原告らの損害額は、それぞれ1億円を下らないし、原告らの損害を回復するためには、損害賠償に加え、謝罪広告をする必要がある。

イ 被告らの主張

原告らの主張は全て否認ないし争う。

第3 争点に対する判断

1. 本件記事等は、原告らの名誉を毀損するものかどうか（争点①）

(1) 週刊誌等出版物に掲載されている記事による名誉毀損の成否は、一般の読者の通常の注意と読み方を基準として、これによって一般読者が当該記事から受ける印象及び認識に従って判断するのが相当である（最高裁判所昭和31年7月20日第二小法廷判決）。

以下、本件記事等について、一般の読者が通常の注意及び読み方をした場

合に名誉毀損が成立するといえるかについて検討する。

(2) 本件記事について

まず、大本となる本件記事について検討する。

ア 本件記事は、前認定のとおり、亡毅が原告キャノンの初代社長でありかつ原告富士夫の叔父であったこと、亡毅が昭和12年に京都帝国大学で発表した論文（本件論文）の題名が「肺刺激性毒瓦斯ノ妊娠ニ及ボス影響ニ関スル実験的研究」であり、その内容は妊娠した母体に毒ガスを浴びせた際の墮胎率等についてのものであること、亡毅は来るべき毒ガス戦を視野に入れて上記研究を行っていたと考えられること、上記論文につき指導を受けた教官（亡清野）の愛弟子に七三一部隊隊長だった亡石井がいたこと、亡石井は、亡清野が七三一部隊に対し人的要素について協力してくれたこと等について謝意を表していたこと等の事実を摘示したものである。

イ このように、本件記事は、原告キャノンの初代社長である亡毅と七三一部隊との関連性をほのめかす内容のものであるところ、七三一部隊が現在においても強いマイナス・イメージを持つ存在であることを考慮すると、本件記事が原告らと七三一部隊との間にも関連性があるとの認識を与えかねないという原告らの危惧も全く理解できないわけではない。

しかしながら、通常人の通常の見方を前提に検討していくと、本件記事は、そもそも亡毅と七三一部隊の関係についても、亡毅と七三一部隊の隊長であった亡石井の恩師が同一人物（亡清野）であったという事実、亡清野が七三一部隊に対する支援を行っていた形跡があるという事実、亡毅が妊婦に対する毒ガスの影響を研究した本件論文を京都大学医学部に博士論文として提出していた事実、及びその論文の中に七三一部隊の関係者に対する謝辞が記載されていたという事実を掲げているのみで、亡毅と七三一部隊との間に直接的な関係があることを明示しているわけではないし、そのような関係の存在を論証するに足りる事実を摘示しているものでもな

い（「御手洗論文は、近い将来の毒ガス戦を視野に入れていた。」との記述はあるものの、それを裏付けるに足りるような事実は記載されておらず、かえって、「その彼（亡毅）がなぜ京大で毒ガス戦に備えた研究に手を染めていたのか。当時の関係者をあつたが、他界しているものも多く、詳細はわからない。」とも記述している。）。また、本件記事中には、亡毅による原告キャノンの創業等について七三一部隊が関連しているとの記述や、それをうかがわせるような事実の摘示は全くないし、亡毅と原告富士夫との間についても、叔父・甥の関係にあることを指摘しているだけであって、亡毅を介して原告富士夫が七三一部隊と関係を有していることをうかがわせるような記述は全くない。

そうすると、本件記事全体を検討してみても、亡毅と七三一部隊との関連自体希薄なものといわざるを得ない上、原告らと七三一部隊との関係に至っては、両者の間に関係があることについての記述も、それをうかがわせるような事実の摘示も全くされていないのであるから、通常人が通常の読み方をした場合に、原告キャノン又は原告富士夫と七三一部隊との間に何らかの関係があるなどといった誤解をするおそれはないものというべきである。

したがって、本件記事が、原告らの社会的評価を低下させるようなものであるとはいえない。

(3) 本件第1見出しについて

ア 本件第1見出しのうち、「キャノン代表取締役会長御手洗富士夫“格差社会”経営の正体」「社史から『消えた』創業者とあの『七三一部隊』との関係」「“タブー”を追うと見えてきたもの」という部分は、それ自体としてみれば、原告キャノンの社史から『消えた』創業者と七三一部隊との間に何らかの関係があった事実を示唆しているような印象を与え、これを読む者に、原告キャノンの創業者は七三一部隊と深い関係を有していた

が故に社史から消えることになったとの誤解を生じさせるおそれがあることは否定し難い。

イ しかしながら、本件第1見出しと本件記事の本文とを併せて読むと、本件第1見出しのうち「社史から『消えた』創業者」とは内田三郎(以下「内田」という。)のことを指すところ、内田が「消えた」ことには、七三一部隊は何のかかわりもなく、また、第1見出しのうち「『七三一部隊』との関係」とは、亡毅と亡石井が恩師を同じくしていたことなど、(2)項で指摘した程度のものにすぎないことを了解することができるのである。

ウ そうすると、本件第1見出しの表現方法は、そのみをとらえれば読者の誤解を招くおそれがあるとはいえるけれども、見出しは、記事本文と一体となって読まれるのが通常であるところ、本件第1見出しと本件記事を一体として読めば誤解が生ずることはないといえるから、結局、本件第1見出しが原告らの社会的評価を低下させるとはいえない。

(4) 本件リード部分について

本件リード部分は、それ自体としては、七三一部隊との関係については何ら触れていない。

もっとも、「御手洗家とキャノンのルーツに隠された『謎』に迫る。」という思わせぶりの記述があることや、本件リード部分が、本件第1見出しの左横に配置されていることなどからすると、隠された「謎」とは、七三一部隊との関係であるとの印象を与える余地もないではないが、本件第1見出しの場合と同様に、本件リード部分を読んだ者は引き続き記事本文にも目を通すことが通常であることを考えれば、本件リード部分が、本件記事を併せた全体として原告らの社会的評価を低下させるものであるということとはできない。

(5) 本件第2見出しについて

本件第2見出しは、「石井部隊の張本人が恩師」とだけ記載されているの

にすぎないが、亡毅あるいは原告富士夫の恩師が亡石井であるかのような印象を読者に与えることは否定し難い。

しかしながら、本件記事と併せ読めば、原告富士夫と「石井部隊の張本人」（それが誰であるにせよ）との間に関係がないことは明らかであるし、亡毅についても、亡石井ではなく亡清野の弟子であったことにすぎないことが明らかなのであるから、この記述によって原告らと七三一部隊との間に関連があるとの誤解を生ずることはないといえる。したがって、本件第2見出しも、原告らの社会的評価を低下させるものであるとはいえない。

(6) 本件写真及び本件写真説明部分について

本件写真及び写真説明部分は、原告キヤノンの関連工場の写真と七三一部隊本部の写真とを並べて掲載している以外には、両者の関係に明示的に言及しているところはない上、本件記事本文と一体として読めば、全体として原告らの社会的評価を低下させることにはならないことは、他の部分と同様である。

(7) 以上より、本件記事等は、原告らの社会的評価を低下させるということとはできないので、違法性阻却事由について検討するまでもなく、この点に関する原告らの主張は理由がなく採用できない。

2 本件表紙、本件広告は原告らの名誉を毀損するものかどうか（争点②）

(1) 表紙部分及び広告部分の名誉毀損性の判断基準

書店等で雑誌の表紙は目にしても、記事本文には目を通さない者や、新聞等で広告は目にしても、記事本文には目を通さない者が多数存在するという現実を踏まえると、表紙部分、広告部分は、記事本文と一体となって読まれるのが通常であるということとはできないから、表紙部分、広告部分の記載それ自体が原告らの社会的評価を低下させるかどうかを判断する必要がある。そして、それらの名誉毀損性の有無も、一般の読者の通常の注意と読み方を基準として判断するのが相当である。

もつとも、記事本文とは異なり、雑誌の表紙や広告等に記載される見出しは、当該記事の内容を一目で理解できるようにし、当該記事に対する一般公衆の関心をひいて雑誌の購買意欲を高めようとするものであるという特殊性がある。よって、雑誌の表紙や広告等に記載される見出しについては、記事の内容に関する読者の理解を誤導しない範囲内で、ある程度の言葉の省略・要約や誇張表現をすることは、その性質上やむを得ないところがあるし、一般公衆の側も、表紙・広告がこのような性質を有することを了解して見るのが通常であると考えられるから、上記のような表現も、社会通念上相当な範囲においては許容されるものと解される。ただし、上記社会通念上相当な範囲を逸脱した省略や誇張が、名誉毀損行為として違法性を帯びることがあり得ることはいうまでもない。

以下、本件表紙及び本件広告の見出し部分が、本件記事の内容に関する読者の理解を誤導しない範囲内の表現であるといえるかどうかについて検討することとする。

- (2)ア 本件表紙には、本件記事の見出しとして、「社史から『消えた』創業者 キヤノン 御手洗会長と七三一部隊」との記載があり、また、本件広告には、「キヤノン 御手洗富士夫会長と731部隊 社史から『消えた』創業者」との記載がある。そして、これらのいずれにおいても、「社史から『消えた』創業者」という部分は、他の部分よりも小さく記載されており、「キヤノン 御手洗（富士夫）会長と七三一（731）部隊」という部分の副題（サブタイトル）であるかのような位置づけになっている。

以上のことからすると、一般人が、本件表紙あるいは本件広告の記載のみを読むと、本件記事は、①原告キヤノンの会長である原告富士夫と七三一部隊との間に直接的な関係があること、②原告キヤノンの創業者が社史から消えたことと七三一部隊との間に関係があることについて記載したものであるとの印象及び認識を持つ可能性が高いことは否定し難いが、他方、

既に検討した点や、本件記事（甲4の2）に照らしてみると、①本件記事は、原告富士夫と七三一部隊との間に直接的な関係があることについて何の記述も論証もしていないし、②本件記事がいうところの原告キャノンの「創業者」（すなわち内田）が社史から「消えた」理由も、要するに勢力争いに敗れたということに尽きるのであって、七三一部隊との関係については何ら言及も論証もしていないことは明らかである。

イ そうすると、本件表紙や本件広告は、何ら根拠がないにもかかわらず、原告富士夫と七三一部隊との間に直接的な関係があるとのほめかし（被告らは、叔父である亡毅と七三一部隊との関係を踏まえて、原告富士夫と七三一部隊との間に「間接的な」関係があることを示唆したのにすぎないと主張するかもしれないが、「御手洗富士夫会長と七三一部隊」という表現が、そのような間接的な関係を示しているのにとどまると理解する者がいるとは考えられず、そのような主張は到底採用することができない。）、更には、原告キャノンには、社史から創業者を消し去らなければならないような後ろ暗い事情（それも七三一部隊と関係した事情）が存在することをほめかしていることになるところ、七三一部隊が、現在においても強いマイナス・イメージを持つ存在であることは既に指摘したとおりである以上、上記のような記載が、原告キャノンや原告富士夫の社会的なイメージや評価に深刻な打撃を与えるおそれがあることは明らかである。

そして、上記の表現は、読者を誤導させるものであって、社会的に許容されるような省略や誇張の範囲内にとどまる表現とはいえないこともまた明らかであるから、結局、本件表紙や本件広告の掲載行為は、原告らの社会的評価を低下させる不法行為（名誉毀損）に当たるものというべきである。

(3) 被告らの責任

本件において問題となるのは、本件表紙と本件広告の記載内容であるとこ

る、これらはいずれも本件雑誌の刊行者である被告講談社がその名義において作成、掲載しているものである。他方、被告斎藤は、本件記事の執筆者であるのにとどまり、本件表紙や本件広告の作成、掲載主体ではないことはもとより、本件表紙や本件広告において、その名前が言及されているわけでもない。そして、本件表紙や本件広告は、本件記事とは切り離し、それ自体として名誉毀損性が問題となるのであるから、これらの作成、掲載を原因とする責任も、本件表紙や本件広告、それ自体を対象に検討すべきものである。

以上によれば、本件表紙や本件広告によって原告らの名誉を毀損した責任は、その作成、刊行主体である被告講談社が負うべきものであって、被告斎藤の責任までを認めることは困難であるというほかはない。

3 原告らの損害額及び謝罪広告の必要性（争点③）

既に説示したとおり、本件表紙や本件広告は、何ら根拠がないにもかかわらず、原告富士夫と七三一部隊との間に直接的な関係があるとのほめかし、更には、原告キャノンには、社史から創業者を消し去らなければならないような後ろ暗い事情（それも七三一部隊と関係した事情）が存在することをほめかし、結局、本件表紙や本件広告を見た者に、原告らと七三一部隊との間には、何らかの関係があるという印象を与えるものとなっている。そして、七三一部隊が、現在においても強いマイナス・イメージを持つ存在であることも既に指摘したとおりである以上、上記のような記載が、原告キャノンや原告富士夫の社会的なイメージや評価に深刻な打撃を与えるおそれがあることは明らかである。そして、被告講談社は、本件記事の掲載者として、本件記事それ自体は、原告らと七三一部隊との間に関係があることを何ら論証するようなものではないことを十分に認識しながら、読者の興味を惹くために、あえて表紙や広告に上記のような記載をしたものといわざるを得ないが、反面、本件表紙や本件広告は、原告らと七三一部隊との間に関係があることをあからさまに指摘しているわけではないし、雑誌の表紙や広告の記載には、読者の興味を惹くための誇張等が

含まれている場合が少なくないことは、これを読む読者の側でもある程度理解しているものと考えられることなど関連する諸般の事情を考慮すると、原告らに対して支払われるべき慰謝料の額は、各100万円が相当と認められる。

原告らは、慰謝料のほか、謝罪広告も求めているところ、本件表紙や本件広告が、原告らの社会的信用に深刻な打撃を与えかねないものであったことは否定し難いものの、上に指摘した諸事情や、本判決によって慰謝料請求が一部認められることにより、原告らの名誉は相当程度回復すると考えられること等の事情を併せ考えると、被告らに謝罪広告を命ずるまでの必要はないものというべきである。

したがって、原告らの請求は、被告講談社に対してそれぞれ100万円の損害賠償を求める限度では理由があり認容すべきであるが、これを超える金銭賠償及び謝罪広告請求は理由がない。

4 結論

以上によれば、原告らの請求は、被告講談社に対する不法行為に基づく損害賠償金各100万円及びこれに対する不法行為後である平成19年10月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるのでこれを認容し、その余の請求はいずれも理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第44部

裁判長裁判官 鶴 岡 稔 彦

裁判官 外 山 勝 浩

裁判官 横 井 靖 世

(別紙2)

掲載新聞社

日本国において発行される

- 1 読売新聞
- 2 朝日新聞
- 3 毎日新聞
- 4 産経新聞
- 5 日本経済新聞

以上, 5紙の朝刊

2 使用活字

(1) 表題

「キャノン株式会社及び御手洗富士夫氏に対する謝罪広告」という見出しを30ポイントのゴシック体とする。

(2) 謝罪文本文

本文を16ポイントの明朝体

(別紙1)

第1 謝罪文

株式会社講談社及び斎藤貴男は、平成19年10月5日発売の週刊現代10月20日号において、キヤノン株式会社及び同社社長の御手洗富士夫氏が「七三一部隊」と特別な関係があるかのような印象を読者に与える記事を掲載し、同社及び同氏の名誉を著しく毀損し多大なご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

(年月日)

株式会社講談社、斎藤貴男

キヤノン株式会社様、御手洗富士夫様

第2 掲載条件

日刊新聞

- 1 謝罪広告の大きさは、2段横9センチメートルとする。
- 2 使用活字

(1) 表題

「キヤノン株式会社及び御手洗富士夫氏に対する謝罪広告」という見出しを8ポイント・ゴシック体とする。

(2) 謝罪文本文

本文を8ポイント・明朝体とする。

- 3 (年月日)は謝罪広告掲載の年月日とする。

週刊現代

- 1 謝罪広告の大きさは、「週刊現代」の本文1頁の全面

これは正本である。

平成20年12月25日

東京地方裁判所民事第44部

裁判所書記官 井上光孝